現社　1学期NO.(7)

3 年　組　番 氏名　　◆

第3章　現代の民主政治と政治参加の意義

4　平等に生きる権利(p58～59)(資p114～117)

■法の下の平等

第14条「すべて国民は法の下に(1　　)であって、(2　　)、信条、(3　　)、社会的身分または(4　　)により、政治的、経済的または社会的関係において、(5　　)されない」

★現実の社会に存在する差別問題

(6部落差別)…江戸時代から続く身分差別　経済的な格差は解消されたが差別意識は続く

(7性的少数者)…(8　　)(レズ、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー)

(9在日韓国・朝鮮人)…1910年の韓国併合で韓国朝鮮の人々が日本に移住社会した

(10アイヌ民族)…本州にも住んでいた原日本人　明治以降の北海道開拓で権利を奪われた

(11外国人)…国政選挙権×　国家公務員就職×　地方公務員の就職△　生活保護△

※2016年に(12　　)対策法が制定

※(13ヘイトスピーチ)とは、特定の民族や国籍に属する・・・・・

×集団を一律に排斥する内容

×集団の生命，身体等に危害を加えるとする内容

×集団を蔑称で呼ぶなどして誹謗中傷する内容の発言

➡資p114～116

判例①(14　　)事件＝(15尊属殺重罰規定違憲)訴訟

事件　娘(当時29歳)が不倫の関係を強いてきた実父を絞殺した。
最高裁(1973)　普通殺人に関する刑法199条を適用して、懲役2年6ヶ月、執行猶予3年とした。

刑法199条「人を殺したるものは死刑または無期懲役もしくは3年以上の懲役に処す」

刑法200条「…(16直系尊属)を殺したるものは(17　　)または(18無期懲役)に処す」

※刑法200条は、1995年の刑法改正で削除された。

判例②(19　　)訴訟＝(20婚外子法定相続分差別違憲)訴訟

事件　死亡した男性には、法律婚の妻と内縁関係の女性との間でそれぞれ子どもがいた。
最高裁(2013)　民法900条「(21　　)の相続分は(22嫡出子)の(23　　)」とする部分は法の下の平等を定める憲法14条に違反する。

※民法900条「婚姻外で生まれた子(24婚外子)の相続分は嫡出子の(25　2分の1)とする」

※民法900条は、2013年に改正され、「婚外子は2分の1」の部分が削除された。

判例③女性の(26　　)違憲訴訟

事件　女性の再婚禁止期間を(276か月)と定めた民法733条が、「法の下の平等を定めた憲法に違反する」として、2011年、岡山県の30代女性が、国に165万円の損害賠償を求めて提訴。
最高裁(2015)　女性の再婚後に生まれた子供の父親を推定するためのものであるから、(28再婚禁止期間)の100日を超える部分については違憲とする

民法 733 条「女性は離婚 …　から(29　　)を経た後でなければ再婚できない」

※民法733条は、2016年に「離婚の日から(30　　)日」と改正された。

★女性差別

1979　国連総会で(31　　)条約が採択

1985　(32　　)　※1997と2006に改正

1991　(33育児休業)法

1995　(34育児・介護休業)法

1999　(35男女共同参画社会)基本法

第24条「(36　　)は両性の合意のみに基いて成立し、(37　　)が同等の権利を有することを基本として　…　」

民法750条「夫婦は　…　夫または妻の氏を称する」　＝　夫婦は(38同姓)

選択的・(39　　)

考えてみよう/選択的・夫婦別姓が主張される理由、導入が進まない理由、は何か?
主張される理由/

進まない理由/

★障害者差別

(40障がい者雇用)促進法(1960)…障がい者の雇用率を規定し、企業や国に義務づけ

(41障がい者)基本法(1970)…障がい者の社会参加、公共施設の(42　　)化

第26条「すべて国民は…その能力に応じて、ひとしく(43　　)を受ける権利を有する」

➡資p115

判例④障がい者不合格取り消し訴訟

事件　進行性(44筋ジストロフィー)患者である男子生徒が高校を受験したが、障がいを理由に不合格となった。
神戸地裁(1992)「高校の全課程履修できない」との判断は誤りで、障がいだけを理由に入学拒否は許されない」

教育、雇用、公共施設の〔45　バリアフリー　〕化

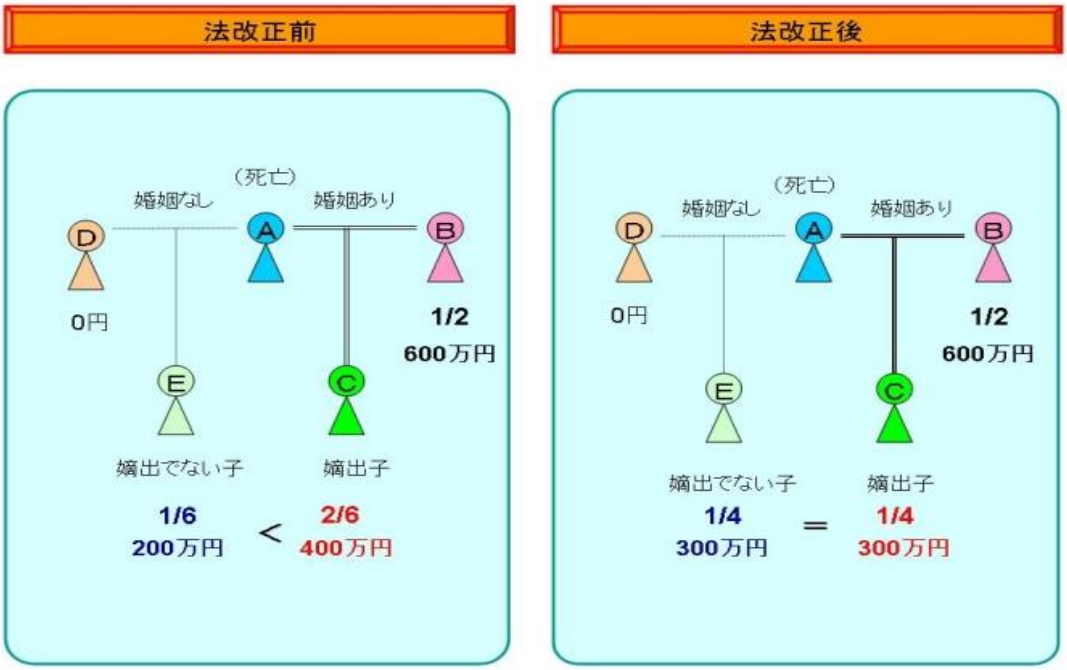

典型的なヘイトスピーチ

※法務省作成

▽脅迫的言動

「○○人は殺せ」
「○○人を海に投げ入れろ」

▽著しく侮蔑する言動

特定の国・地域の出身者について「ゴキブリ」などの昆虫、動物、物に例える。このほか、隠語や略語が用いられたり、一部を伏せ字にしたりするケースもある

▽地域社会から排除することを扇動する言動

「○○人はこの町から出て行け」
「○○人は祖国へ帰れ」
「○○人は強制送還すべきだ」